

R 6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島

生徒館トイレ改修工事

図 面 目 録

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
1	-	タイトル 図面目録	20	A-01	内部仕上表
2	共-01	営繕工事共通仕様書 (1)	21	A-02	生徒館東 断面詳細図 (既設) (参考図)
3	共-02	営繕工事共通仕様書 (2)	22	A-03	生徒館西 断面詳細図 (既設) (参考図)
4	共-03	営繕工事共通仕様書 (3)	23	A-04	生徒館東 1階平面詳細図 (既設・改修後)
5	機特-01	機械設備工事特記仕様書 (1)	24	A-05	生徒館東 2・3階平面詳細図 (既設・改修後)
6	機特-02	機械設備工事特記仕様書 (2)	25	A-06	生徒館東 4階平面詳細図 (既設・改修後)
7	P-01	附近見取図 配置図 概略工程表 (参考)	26	A-07	生徒館西 2・3階平面詳細図 (既設・改修後)
8	P-02	和風便器改修工手法手順書、器具表 (改修前・改修後)	27	A-08	生徒館西 4階平面詳細図 (既設・改修後)
9	P-03	1階平面図	28	A-09	生徒館東・西 展開図 (既設)
10	P-04	2階平面図	29	A-10	建具表 1 (既設・改修後)
11	P-05	3階平面図	30	A-11	建具表 2 (既設・改修後)
12	P-06	4階平面図	31	A-12	トイレブース扉廻り改修詳細図
13	P-07	生徒館東 1階平面詳細図 (改修前・改修後) 1階給水配管図 (改修前)			
14	P-08	生徒館東 2・3階平面詳細図 (改修前・改修後) 2・3階給水配管図 (改修前)			
15	P-09	生徒館東 4階平面詳細図 (改修前・改修後) 4階給水配管図 (改修前)			
16	P-10	生徒館西 2・3階平面詳細図 (改修前・改修後) 2・3階給水配管図 (改修前)			
17	P-11	生徒館西 4階平面詳細図 (改修前・改修後) 4階給水配管図 (改修前)			
18	P-12	生徒館東 断面詳細図 (改修前・改修後)			
19	P-13	生徒館西 断面詳細図 (改修前・改修後)			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																		
一章	一般共通事項	<p>④資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーゾン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 <p>⑤受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>⑥再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>⑦建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>⑧建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>⑩県産木材の原則使用 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑪製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑫標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	14. 化学物質を発散する建築材料等	<p>⑥県内産資材の原則使用 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>注 ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>⑦県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑧県内産再生碎石の原則使用 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。</p> <p>⑨アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 <p>①設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>②工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は常務課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>③品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>④施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>⑤本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>⑥設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>⑦試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	16. 建設機械等	<p>①排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>②低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>③特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>④不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>①受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>②受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>①工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>②受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>③受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 ・ 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ②当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋乾の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>①次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これにやらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 (注) 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>②中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>③中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>④基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑤外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	17. 遠隔臨場の試行	18. 工事看板等	19. 仮設トイレ	20. 設計変更箇所確認	21. 工事検査及び技術検査
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																								
3千円未満	—	1回																								
3千円以上5千円未満	—	2回																								
5千円以上1億円未満	1回	2回																								
1億円以上	2回	3回																								
13. 材料・製品等	<p>①本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>③県産木材の原則使用 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑤標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	15. 施工	<p>13. 材料・製品等</p> <p>①本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>③県産木材の原則使用 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑤標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	<p>13. 材料・製品等</p> <p>①本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>③県産木材の原則使用 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑤標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>																						
	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事		図面名 営繕工事共通仕様書(2)	共-02	株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES	NO SCALE	一級建築士 第 152422 号 廣山仁志																		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>①電子納品：対象</p> <p>②受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>③提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>④しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>⑤工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>⑥工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>⑧既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
区 分	サ イ ズ														
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>①受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>②対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
	24. 火災保険	<p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>①対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>②付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要ないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>③付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>④保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>⑤その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
	25. 公共事業労務費調査	<p>①当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>②調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>③公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>④受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>①受注者は、工事の施工に關し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>②受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に關して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>③受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>④受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>⑤受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>⑥受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
			徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事	共-03	 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志									
				図面名 営繕工事共通仕様書(3)	NO SCALE										

111. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
FRP防水工事作業		
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- 工事工程に関すること
 - 現場の着手に当たり、マスター工程表を作成し、学校管理者・発注者・受注者の3者で情報を共有すること。なお、完成したマスター工程表は適宜フォローアップを実施し、最終工程表を竣工書類に装订すること。
 - 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、学校管理者）へ提出し、承諾を得ること。
- 工事現場の状況・施工上の制約等に関すること
 - 本工事は、学校を使用しながらの工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、施設の停電、断水等を伴う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
 - 学校運営の状況により施工時期が制限される場合があるので、学校管理者との調整・情報共有を適宜に行い、工程の遅延防止等に努めること。
 - 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立ち入りは厳に禁ずるものとする。
 - 施工時間は、生徒の登下校の時間帯や施設の行事予定を確認の上、学校管理者と協議し、承諾を得ること。
 - 学校運営を継続しながらの工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、学校関係者（生徒・職員・来校者等）の安全・衛生の確保に努めること。
 - 本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
- 施工計画・施工図等に関すること
 - 現場着手前に工事範囲について急な現地調査を行なうと共に、学校管理者へのヒアリングを行う等し、その結果を施工計画書・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- 産業廃棄物の処理
 - 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所 在 地 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	四国リサイクル(株)(中間処分)	○	名西郡石井町高川原高川原1696-1 名西郡石井町高川原高川原1696-1	11.9	900	t
コンクリート(有筋)	(有)川上組砕石(中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神宇中山38-1	15.0	640 7000円/11t車	t
金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	3.1	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12.5	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	5.2	10,000	t
廃プラ	(株)リソース		三好郡東みよし町屋間字が'305-2 三好郡東みよし町屋間字が'305-2	65.9	16,000	m3
アスベスト含有成形板	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	87.0	36,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等

- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

6. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁樹ふた

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

8. 総合試運調整

- 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1. 2.2を参考にする。）
 - 風量調整
 - 水量調整
 - 室内外空気の温湿度の測定
 - 室内気流及びじんあいの測定
 - 飲料水の水質の測定
 - 雑用水の水質の測定
 - 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築業設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
 - 機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
 - 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の種類、地域係数
 - 施設の種類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（◎ 1.0 ・ 0.9）
 - 重要機器
 - 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
 - （ ）
 - 試験方法
 - 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数
 - 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用（ ・ できる ◎ できない ）、電力料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
 - 既存用水利用（ ・ できる ◎ できない ）、用水料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、（ ・ 図示の場所に ◎ 用意していないので業者にて ） 設けること。

5. 配管工事

- 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005、JP K 002	
	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		

	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>工事名</p> <p>R 6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事</p> </div> <div> <p>図面番号</p> <p>機特-01</p> </div> </div>		<p>一般職階士 第 152422 号 廣山仁志</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>徳島県県土整備部営繕課</p> </div> <div> <p>図面名</p> <p>機械設備工事特記仕様書(1)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>縮尺</p> <p>NO SCALE</p> </div> </div>		

6. その他共通事項

- 支持金物等
・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- 用途等の表示
・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁室等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 衛生器具設備

1. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- 特記なき給水管の最小管径は呼径25とする。

5章 建築工事

1. 改修仮設工事

1. 一般事項

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び排水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM(一般1FL)を±0とし、NGLはBM-(200)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
(便所1FL=GL+100)

3. 養生

- 既存部分の養生範囲は手洗及び便所床とする。(養生方法：シート養生、研り周辺はベニヤ+シート養生)
- 既存部分の家具等の養生範囲は既存トイレとする。
(養生方法：シート養生)
- 仮間仕切りは設けなが、各便所入口に作業中の旨を表示すること。

2. 内装改修工事

1. 一般事項

- 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

設計GLの設定は、BM(一般1FL)を±0とし、NGLはBM-(200)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
(便所1FL=GL+100)

2. セメントモルタルによるタイル貼り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色		再生材の		耐凍害性		耐滑り性	備考
		I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう		有	無	標準	特注	適用	有		
便所床	セリ質タイル 150角		○			○		○	○			無		○	有

- 壁タイル張り工法()
- 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- 見本焼きを(行う・●行わない)。
- 試験張りを(行う・●行わない)。
- 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

3. 有機系接着剤によるタイル貼り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色		再生材の		耐凍害性		耐滑り性	備考
		I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう		有	無	標準	特注	適用	有		
便所床	陶器質タイル 100×200			○	○			○	○			無		○	

- 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- 見本焼きを(行う・●行わない)。
- 試験張りを(行う・●行わない)。
- 目地詰めを(行う・●行わない)。
- 有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- 引張接着試験を(行う・●行わない)

3. ユニット及びその他の工事

1. トイレブース

①	表面材の種類	脚部		ドアエッジ	
		形状		形状	材質
	メラミン化粧板	巾木タイプ		召し合わせ(R加工)	7&E777 塗装品

- 製造所：評価名簿による。
- 改修部分扉の内開きを外開きに改修、及び取合い補修するものとする。
- トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

徳島県土木整備部営繕課

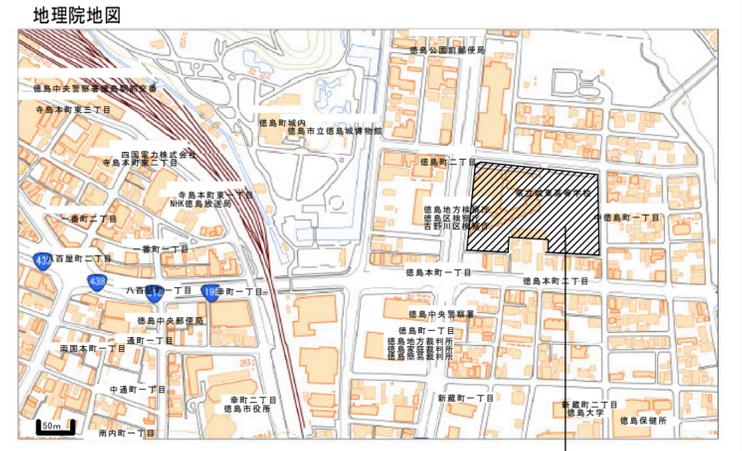
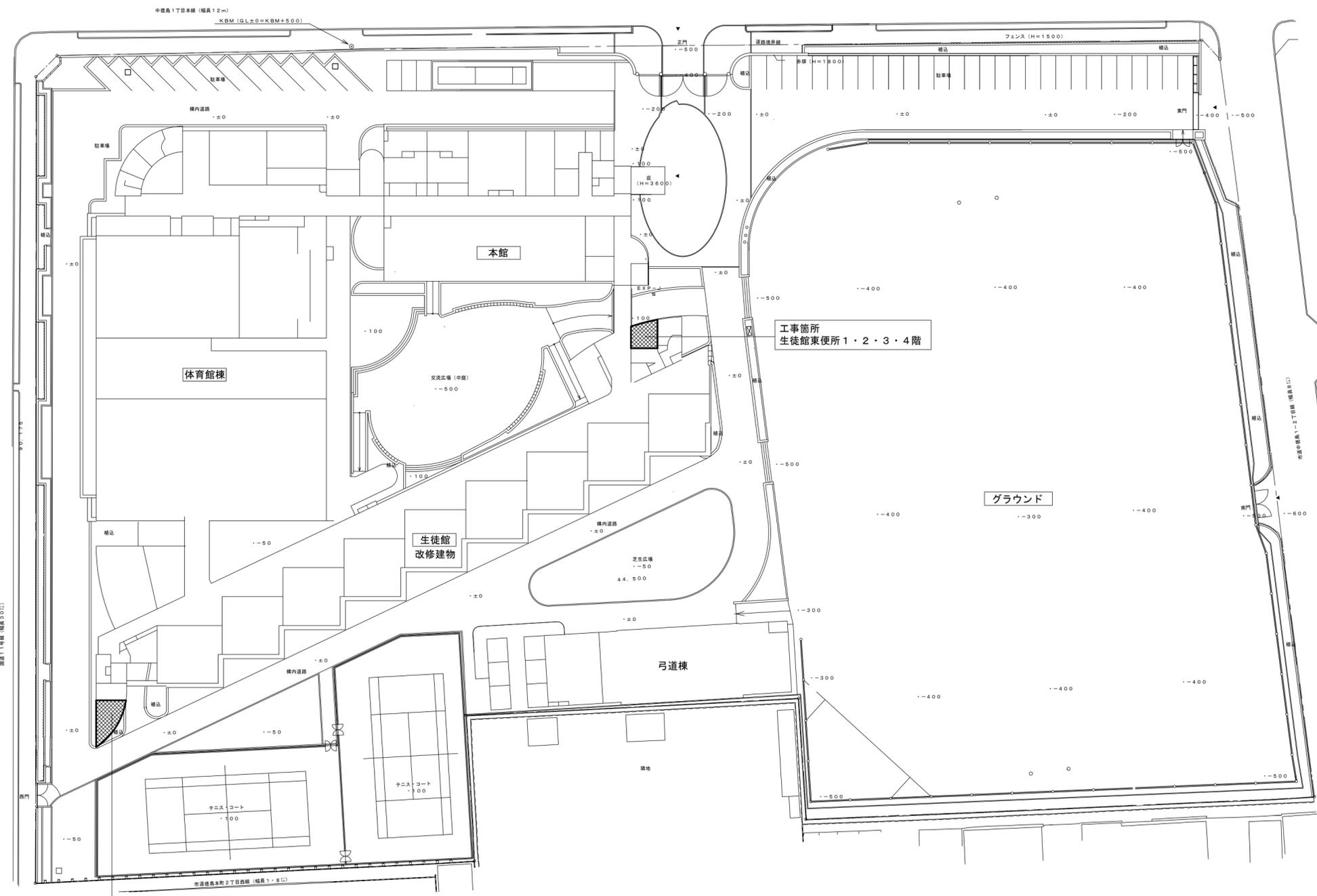
工事名 R6営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事

図面番号 機特-02

図面名 機械設備工事特記仕様書(2)

縮尺 NO SCALE

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
一級建築士 第152422号 廣山仁志

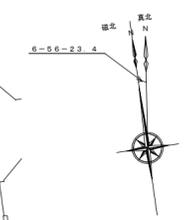


附近見取図

「出典：国土地理院発行2.5万分の1地形図
電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

概略工程表(参考)

工程	工期(月)	1~2	3	4	5
準備期間・現地調査		製作期間			
解体工事					
仕上補修工事					
HVAC改修工事					
機器据付・配管工事					
清掃・片付け・検査					
完成検査等					
備考		※工事順序の組合せは図面による			
		1 工区	2 工区	3 工区	4 工区
		4階男子女子 3階男子女子	3階男子女子 2階男子女子	2階男子女子 1階男子女子	1階男子女子

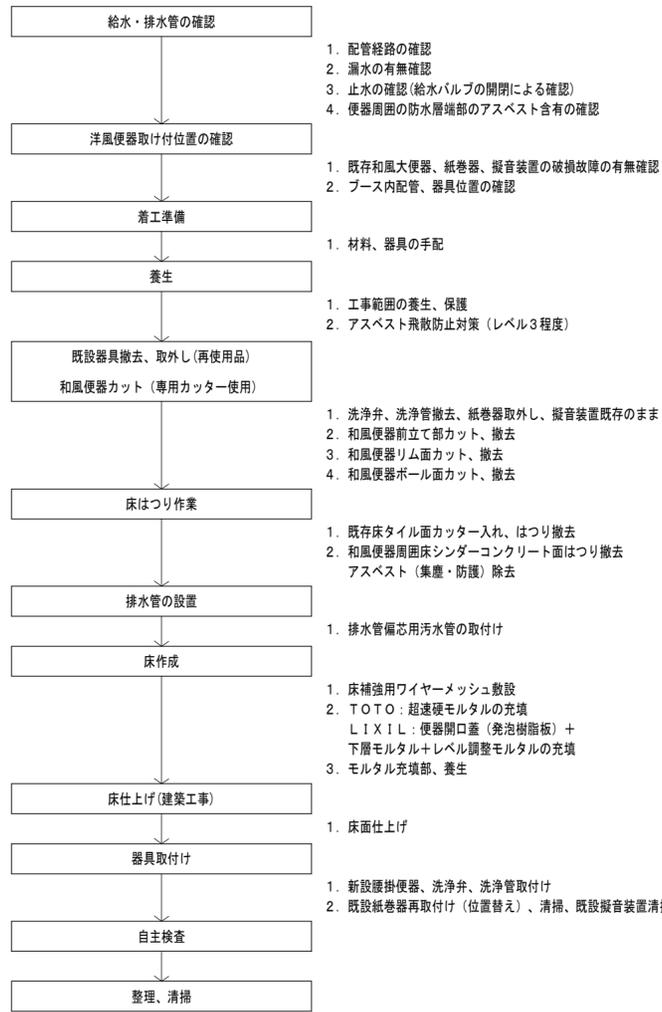


■ : 本工事場所

配置図 1/500

和風便器改修工法（標準工法、参考工程）

和洋リモデル工法（TOTO）、並びに和洋改修工法（LIXIL）の標準工法、参考工程を示す。

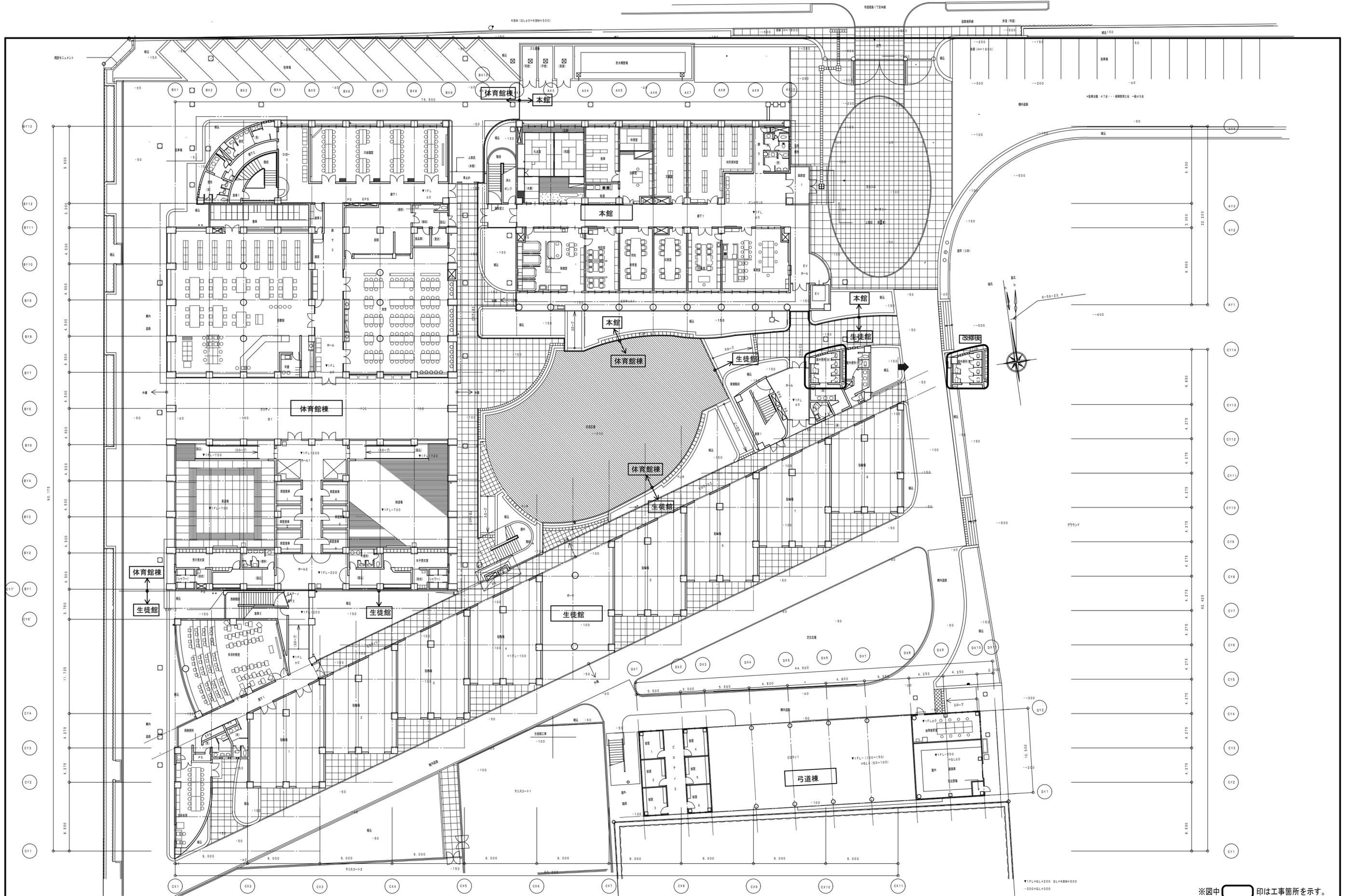


衛生器具（改修前）

器具名称	規格寸法・付属品	生徒館東便所				生徒館西便所				
		1F	2F	3F	4F	1F	2F	3F	4F	
和風大便秘器	和風大便秘器C755FU残置、前立て・リム面・ボール面カット、壁付洗浄弁TV750B2N撤去	3	1	1	1			3	3	3
紙巻器	棚付2連紙巻器YH60M取外し	3	1	1	1			3	3	3
擬音装置	埋込形擬音装置YES113既存のまま	3	1	1	1			3	3	3

衛生器具（改修後）

器具名称	規格寸法・付属品	生徒館東便所				生徒館西便所				
		1F	2F	3F	4F	1F	2F	3F	4F	
腰掛便器（新設）	TOTO：掃除口付大便秘器CFS494MCSNS、普通便座TC301、便座当たり止めTS153S、パイプホルダーT56PH×2 床排水フランジHP4307、樹脂プラグHH04060 和洋リモデル：排水パッケージUAGFWS101R、超速硬モルタルUAGFWT301×4、排水エルボUAGFWS111S モルタル流出防止シートUAGFWT190A、クイックシールUAGSXB010V、和便特殊カット トイレ内養生、便器周辺床はつり、モルタル埋戻し、ワイヤーメッシュ LIXIL：掃除口付大便秘器C-P25HM、フラッシュバルブCF-T7114A、普通便座CF-39AK 便座当たり止めCF-51B、便器用スパッドCF-103BB、支持金具CF115-1×4、支持金具CF-115-2 床フランジCF-8AWP 和洋改修：トイレ内養生、和便器カット 和便器周辺はつり、モルタル埋戻し、汚水管振直し工事、和洋改修工法部材、工具損料	3	1	1	1			3	3	3
紙巻器（既設）	棚付2連紙巻器YH60M、位置替え再取付け、清掃	3	1	1	1			3	3	3
擬音装置（既設）	埋込形擬音装置YES113既存のまま、動作確認、清掃	3	1	1	1			3	3	3



※図中 印は工事箇所を示す。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R6 当楼 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事

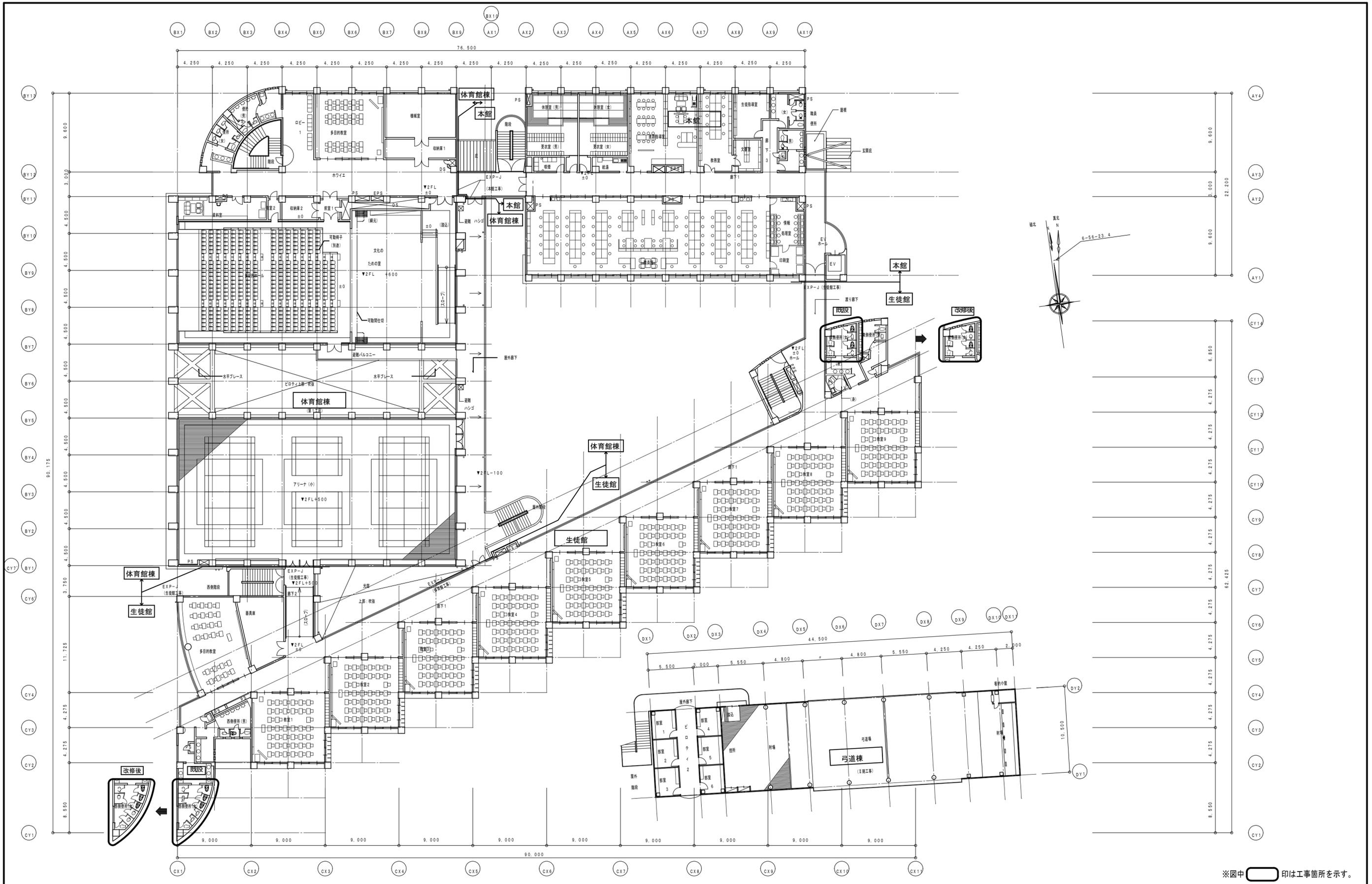
●図面番号 P-03

●図面名 1階平面図

●縮尺 1/300

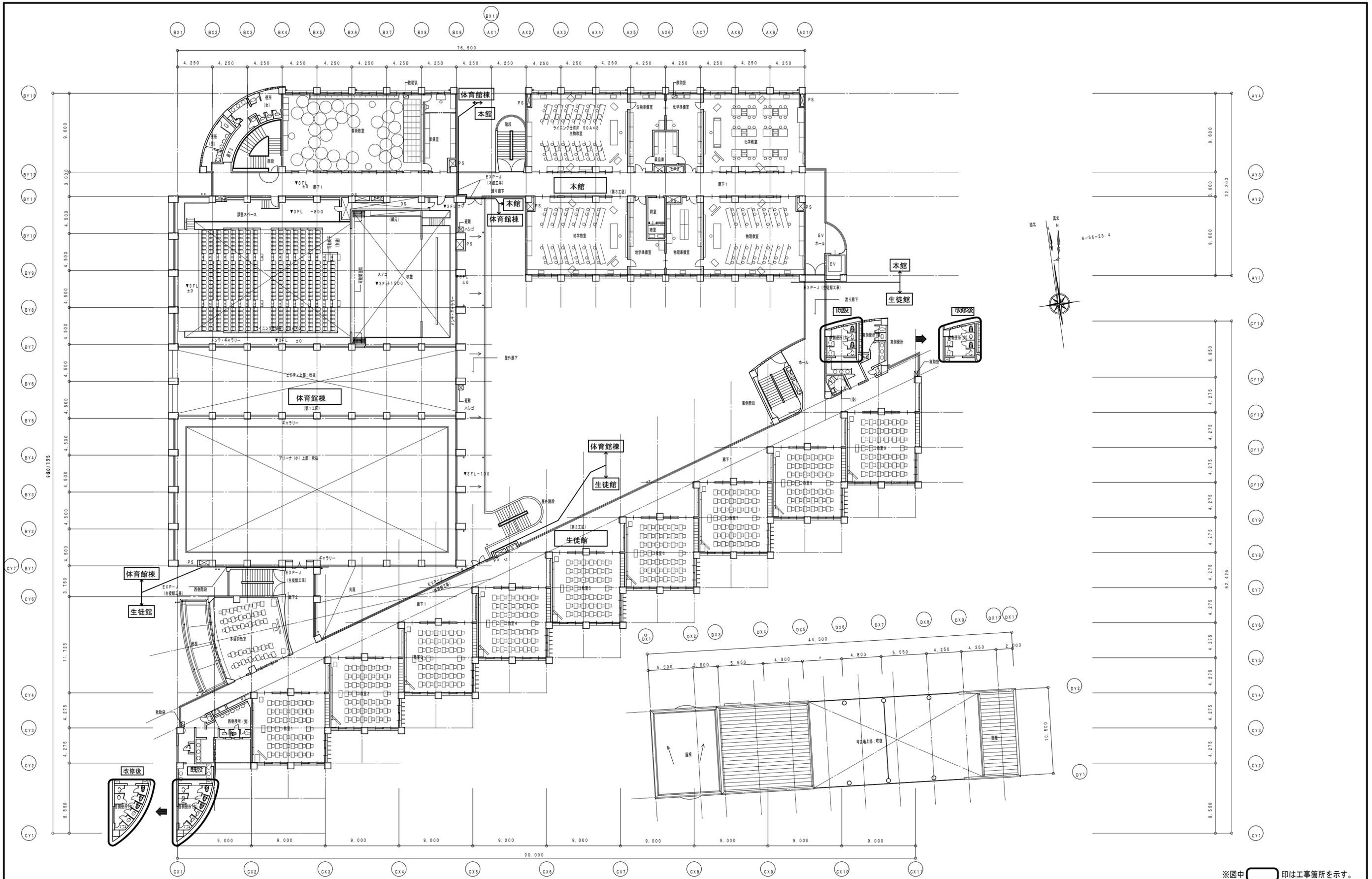
株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山七志

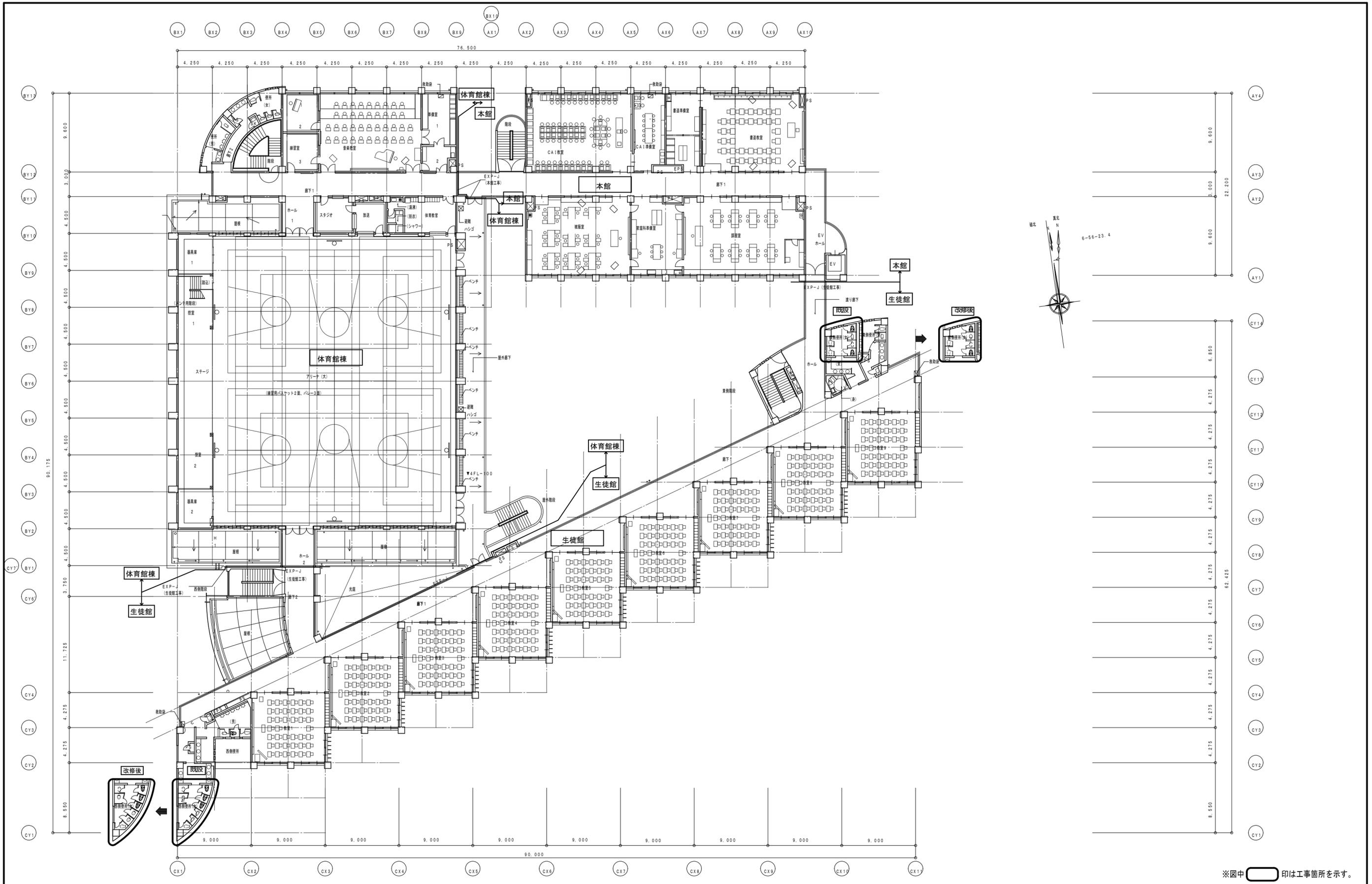


※図中 印は工事箇所を示す。

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事</p> <p>●図面名 2階平面図</p>	<p>●図面番号 P-04</p> <p>●縮尺 1/300</p>	<p>株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志</p>
-------------------	---	------------------------------------	--

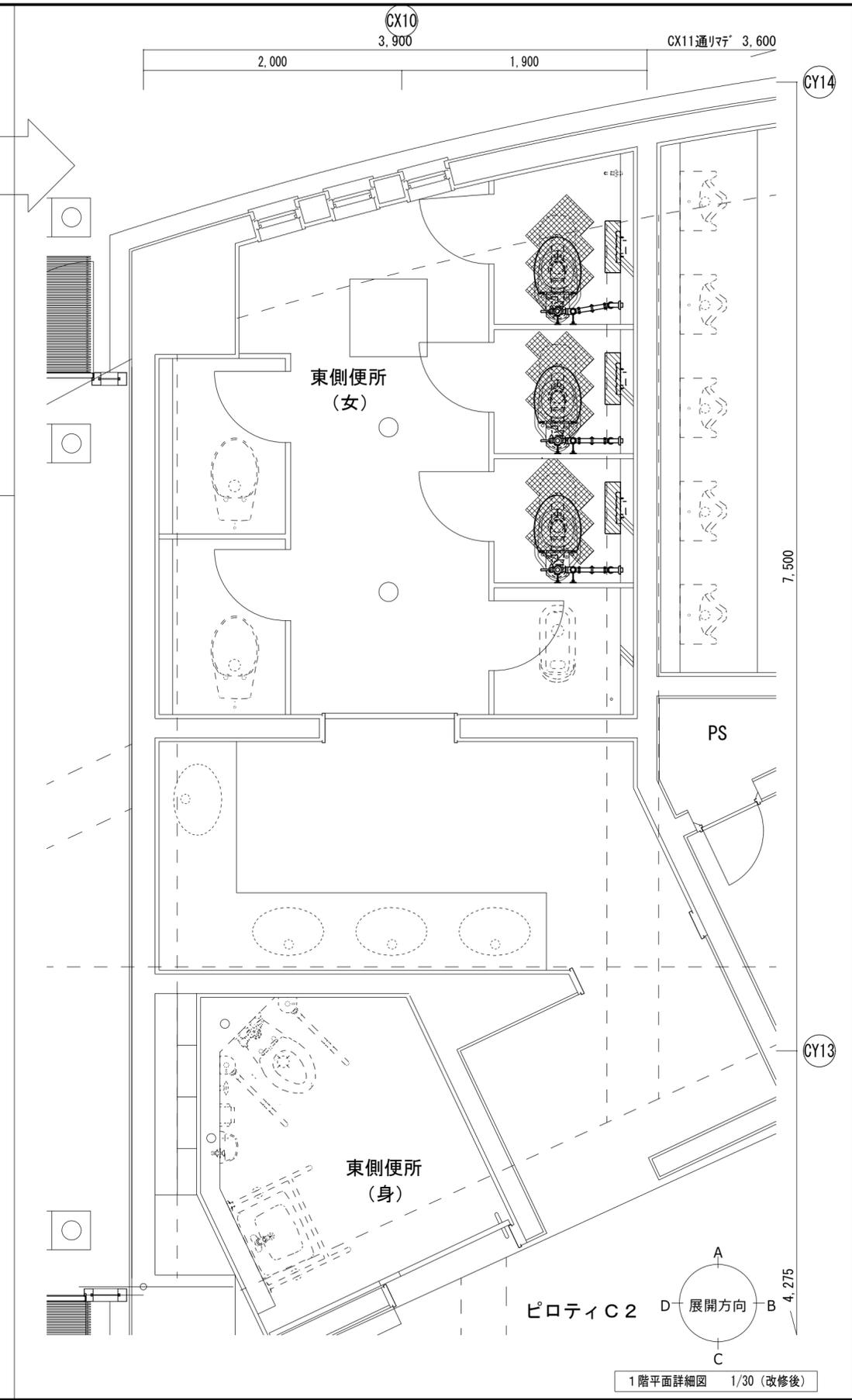
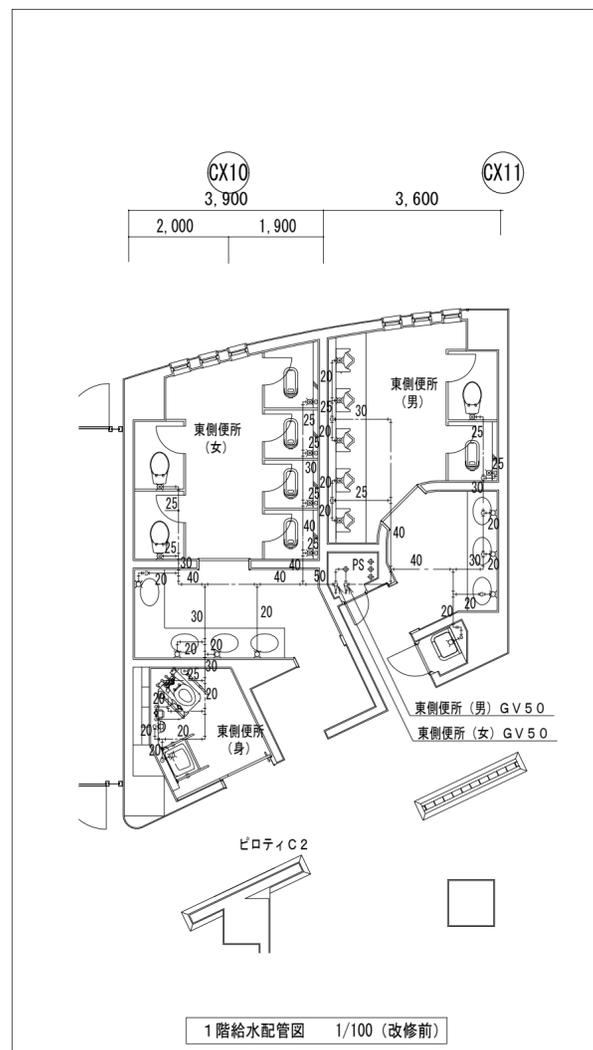
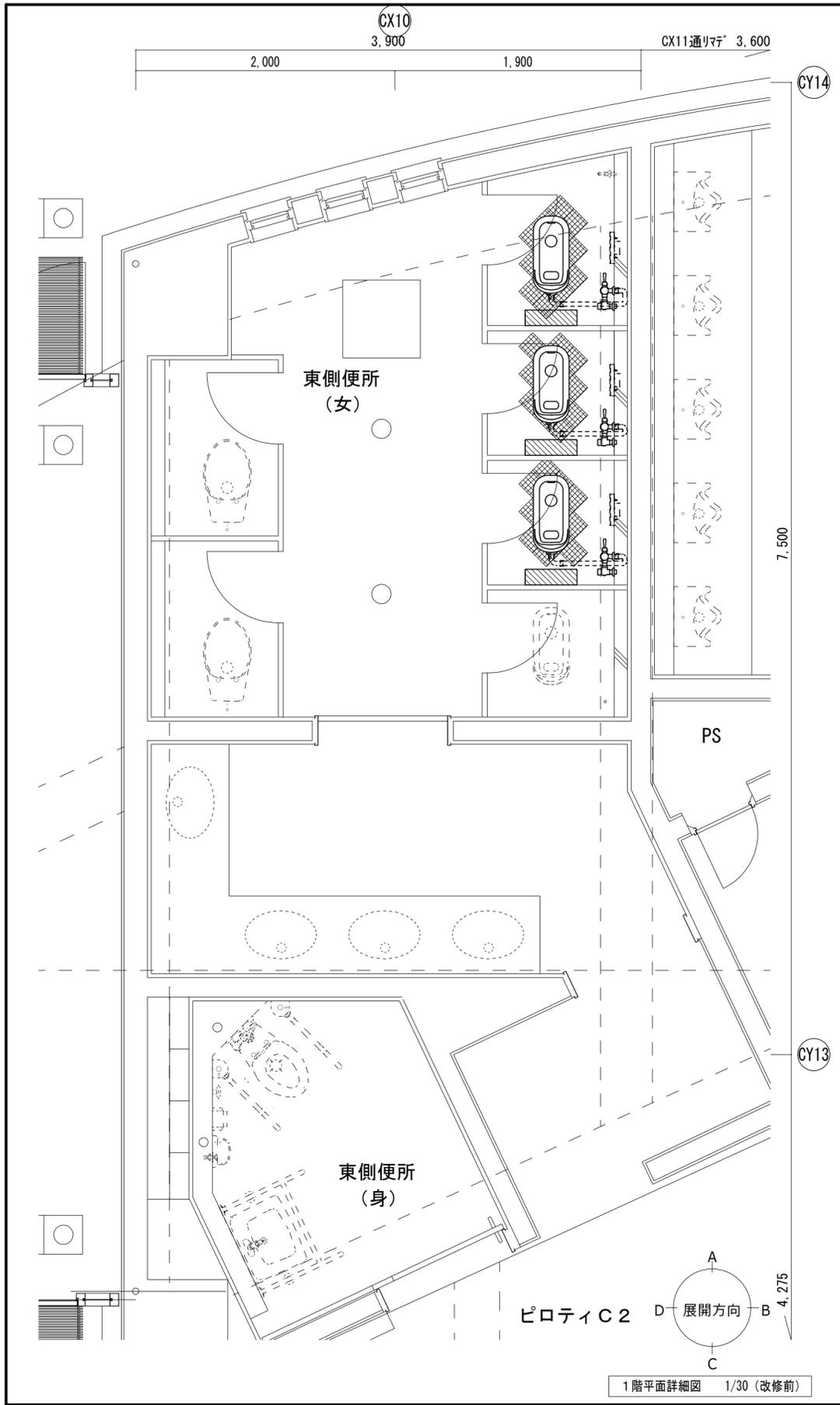


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事	●図面番号 P-05	 株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 〒760-0001 徳島県徳島市東山町1-1-1
	●図面名 3階平面図	●縮尺 1/300	

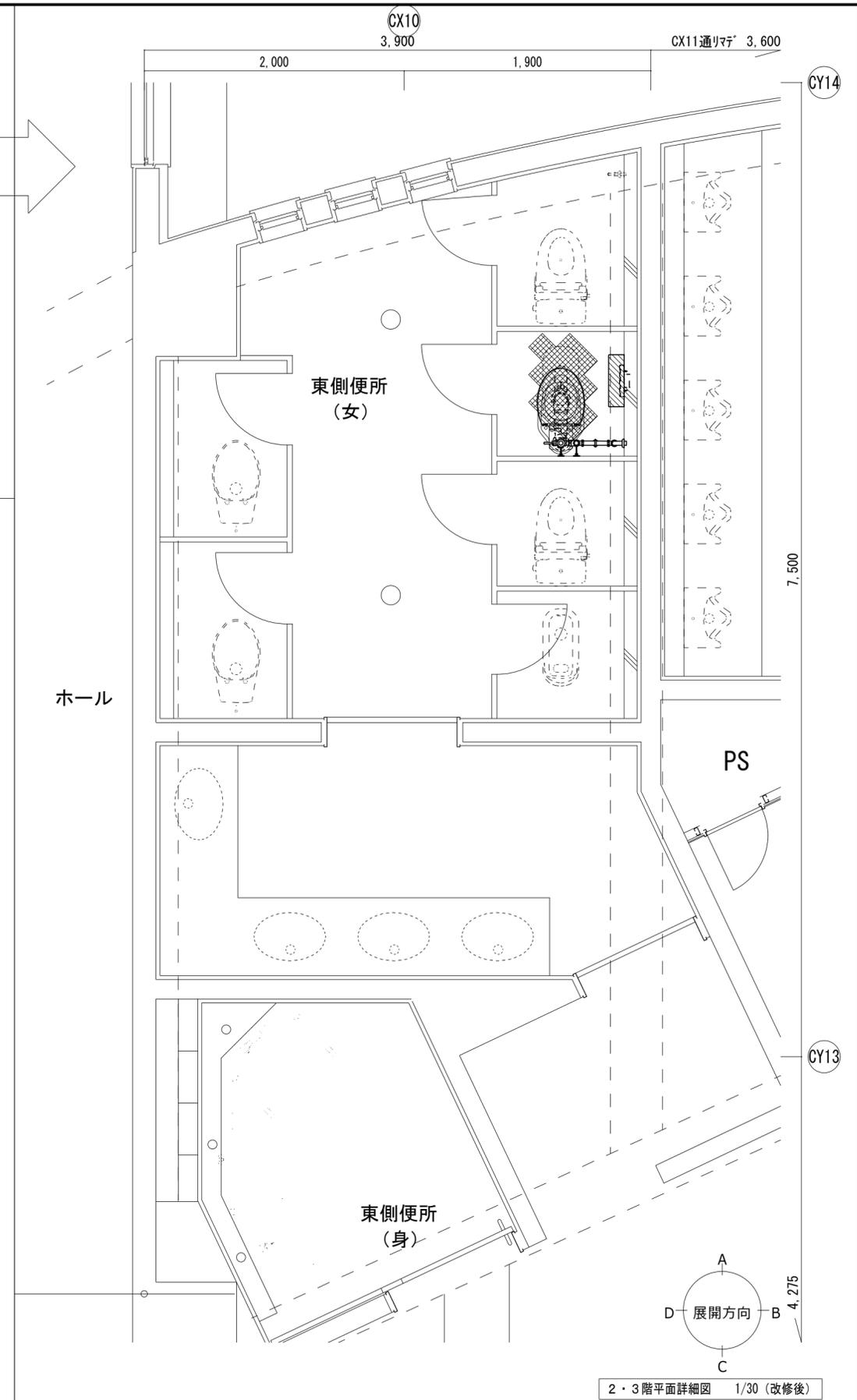
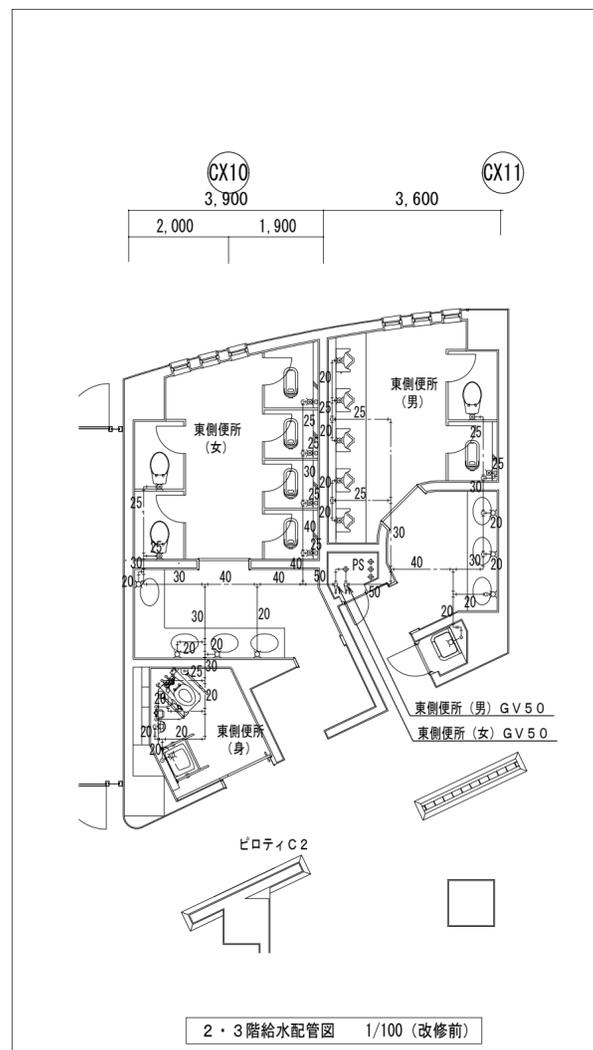
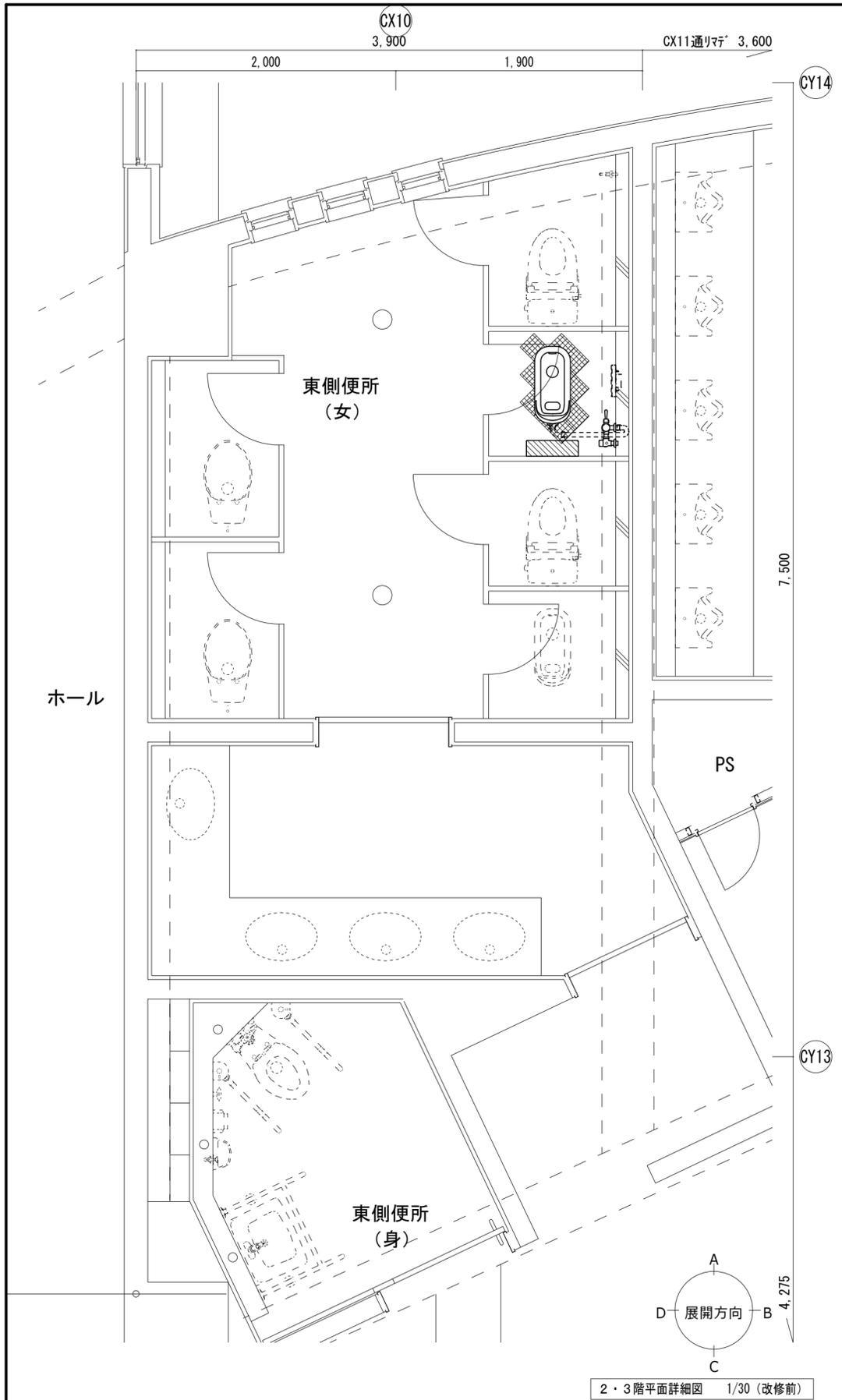


徳島県土整備部営繕課	●工事名	R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事	●図面番号	P-06
	●図面名	4階平面図	●縮尺	1/300

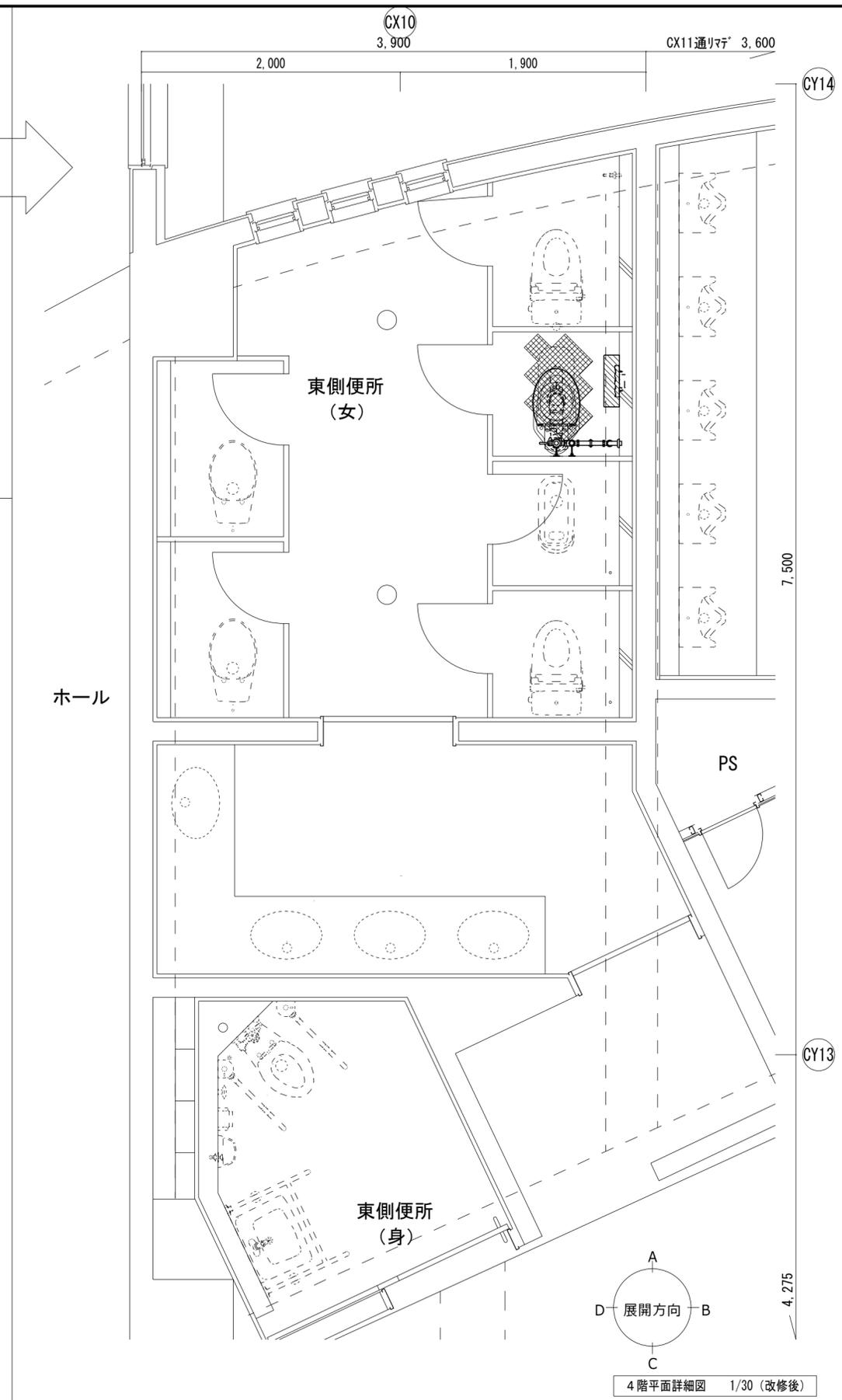
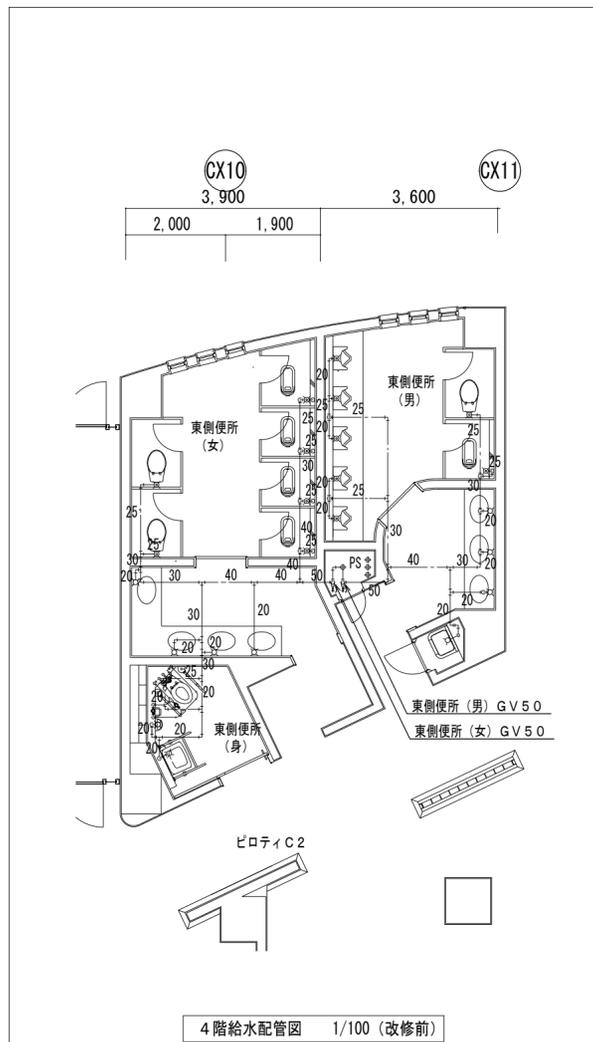
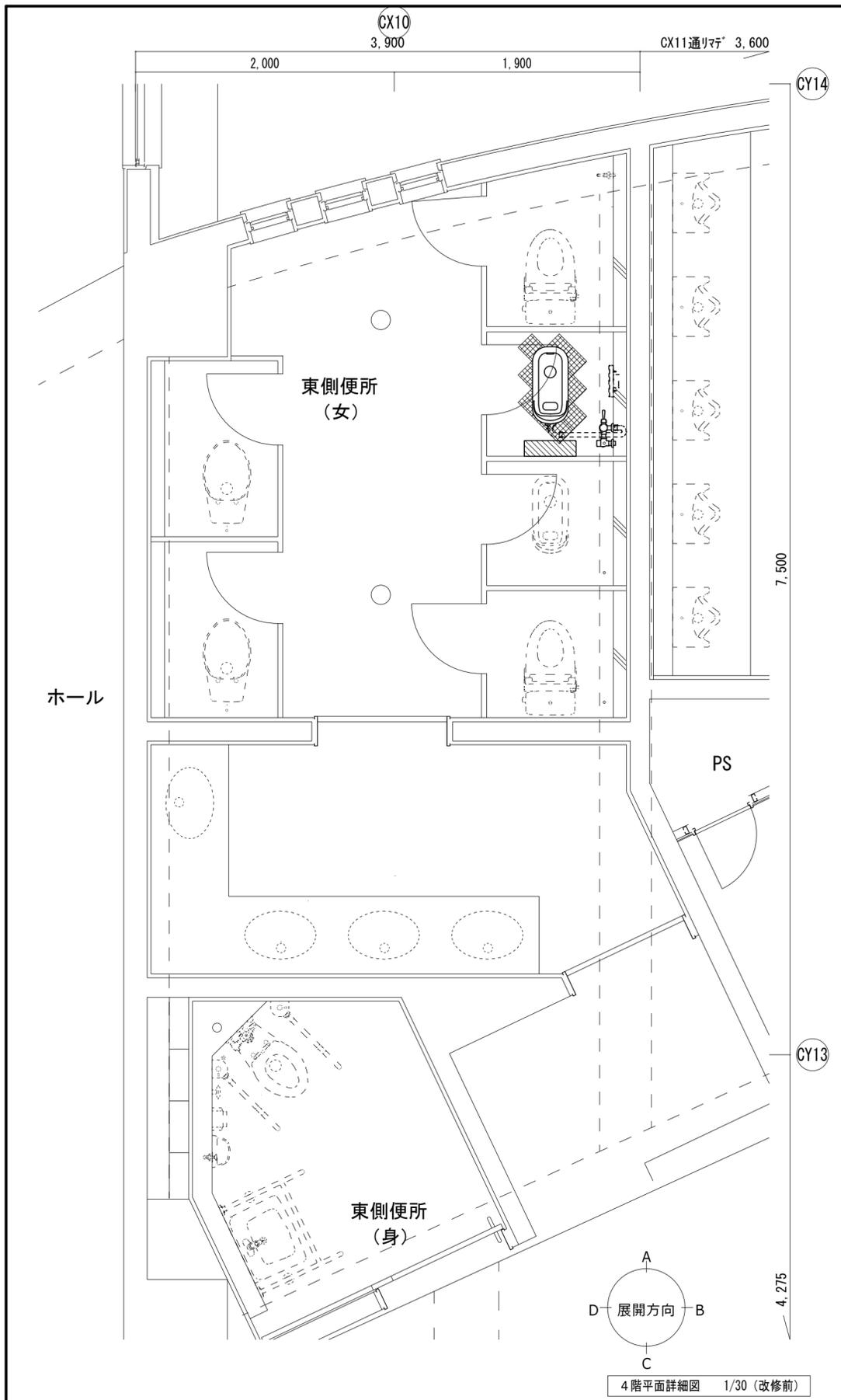




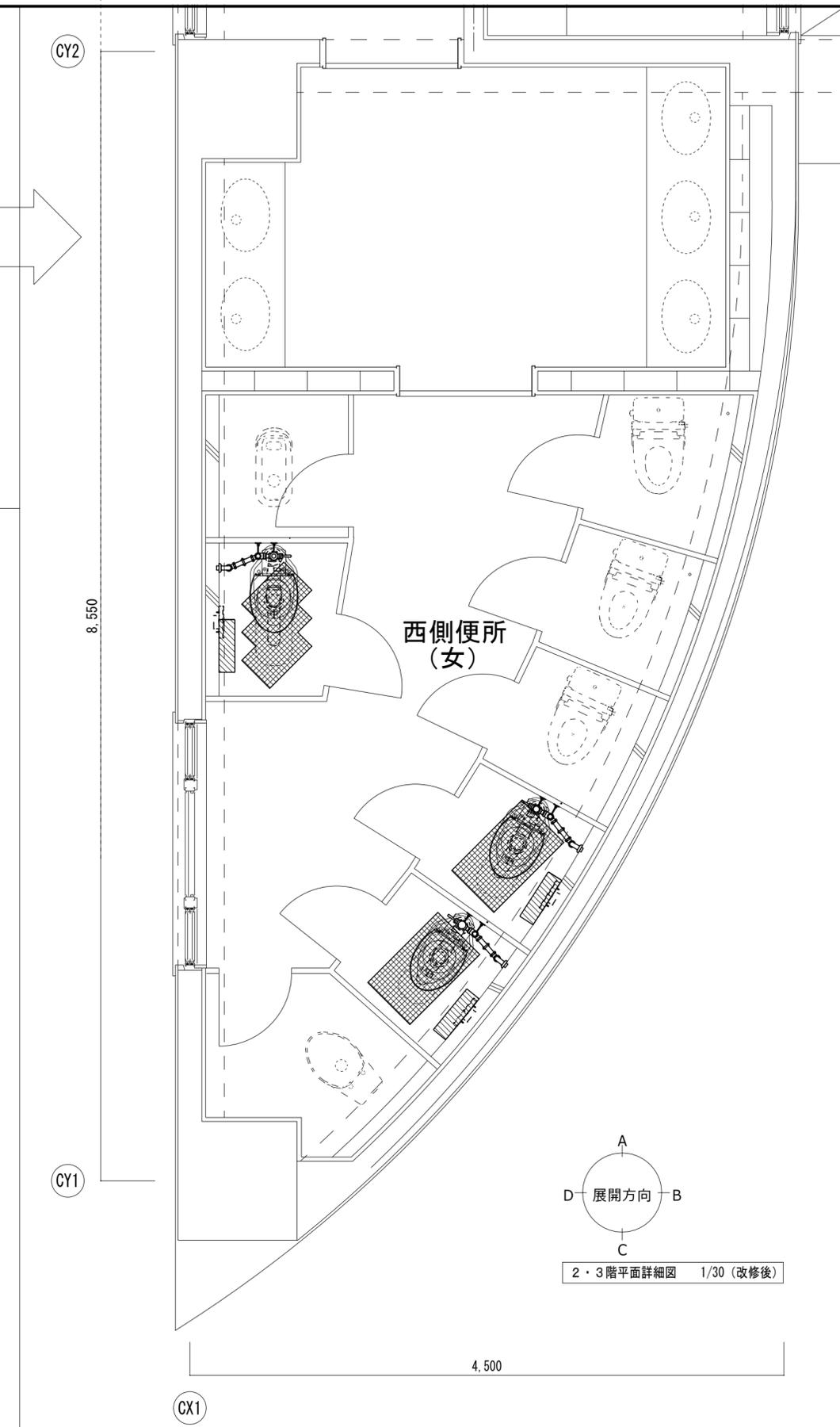
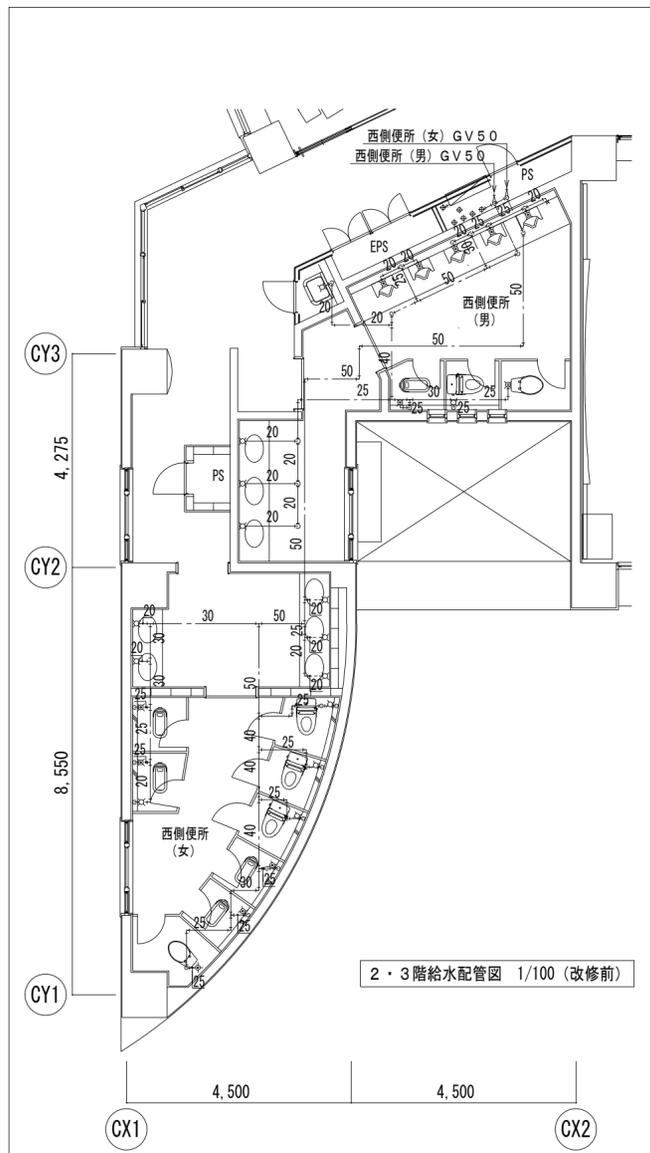
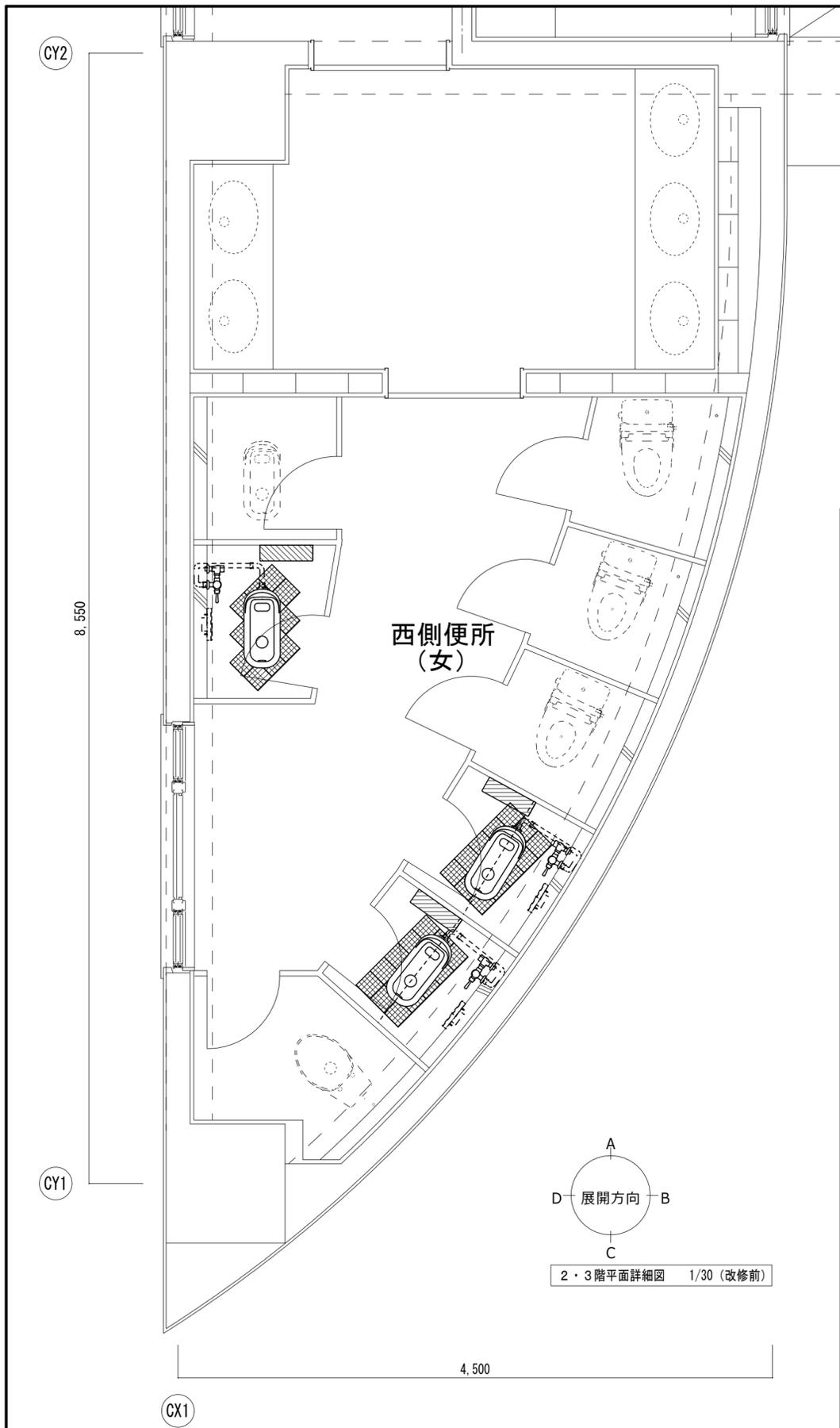
徳島県土整備部管轄課 生徒館東 生徒館東	●工事名 R 6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事 ●図面名 生徒館東 1階平面詳細図 (改修前・改修後) 生徒館東 1階給水配管図 (改修前)	●図面番号 P-07 ●縮尺 1/30, 1/100	 株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES <small>一級建築士 第 152422 号 徳山仁志</small>
----------------------------	--	-------------------------------------	--



徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事 ●図面名 生徒館東 2・3階平面詳細図 (改修前・改修後) 生徒館東 2・3階給水配管図 (改修前)	●図面番号 P-08 ●縮尺 1/30, 1/100	 株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES <small>一級建築士 第 152422 号 岡山七志</small>
-------------	---	-------------------------------------	---



徳島県土整備部管轄課 徳島県土整備部管轄課	●工事名 R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事 ●図面名 生徒館東 4階平面詳細図 (改修前・改修後) 生徒館東 4階給水配管図 (改修前)	●図面番号 P-09 ●縮尺 1/30, 1/100	 株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第152422号 岡山七志
--------------------------	---	-------------------------------------	---



徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R6 営繕 城東高等学校 徳・中徳島 生徒館トイレ改修工事

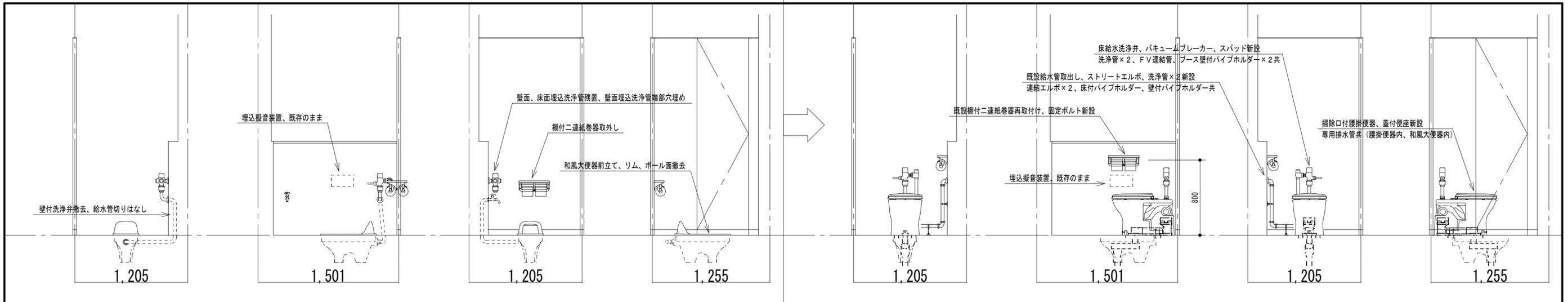
●図面名
生徒館西 2・3階平面詳細図 (改修前・改修後)
生徒館西 2・3階給水配管図 (改修前)

●図面番号
P-10

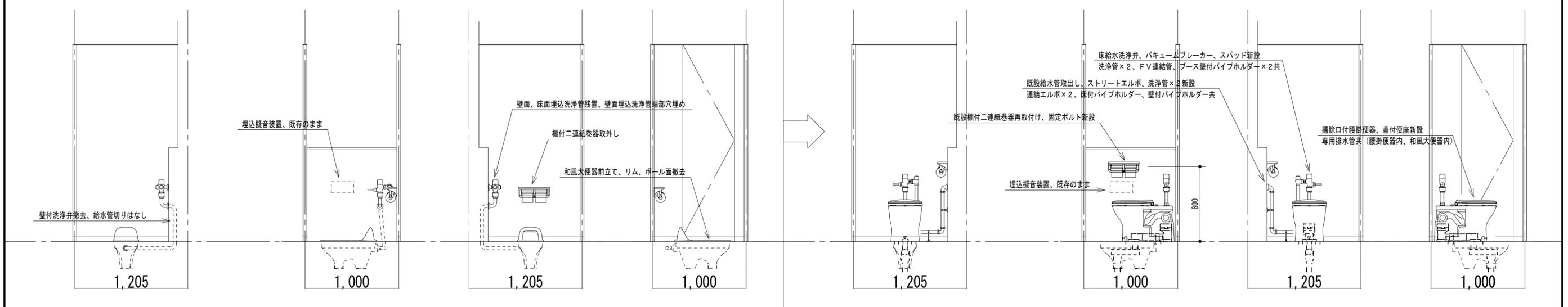
●縮尺
1/30, 1/100

株式会社 平島弘之+TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

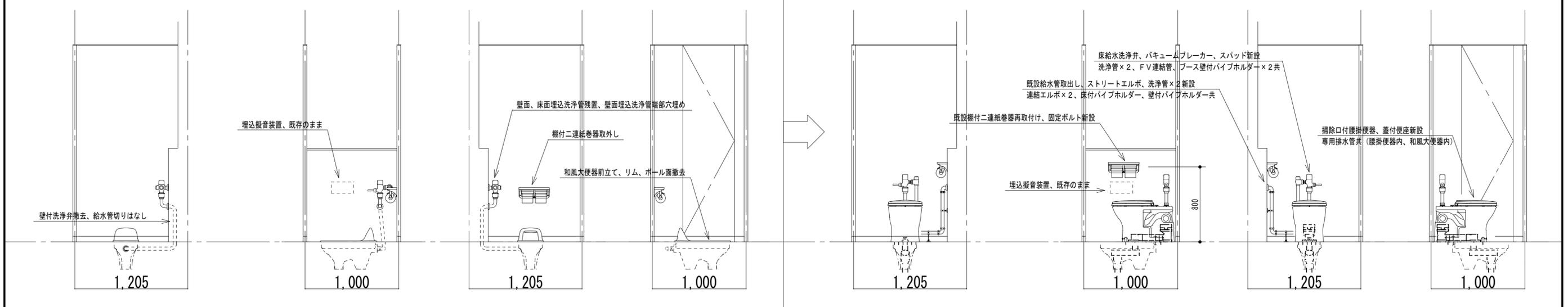
一級建築士 第152422号 嶋山仁志



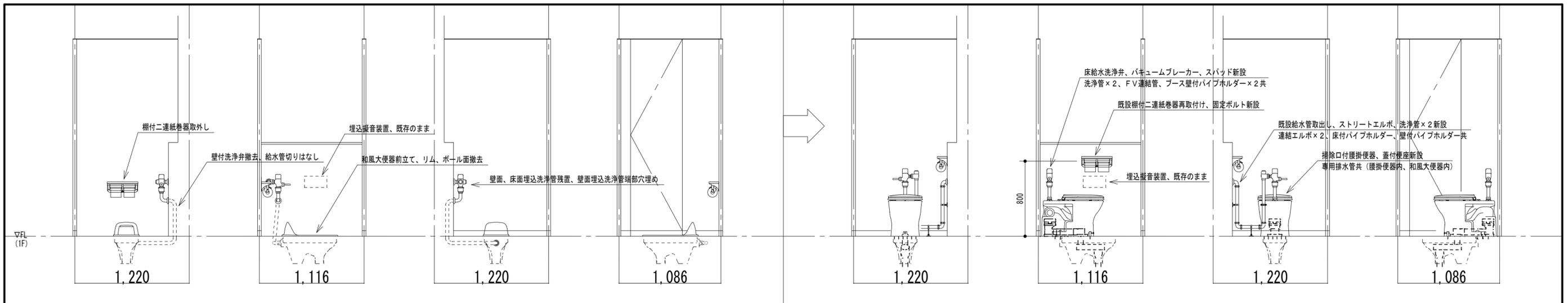
生徒館東 女子便所 北端ブース A B C D A B C D



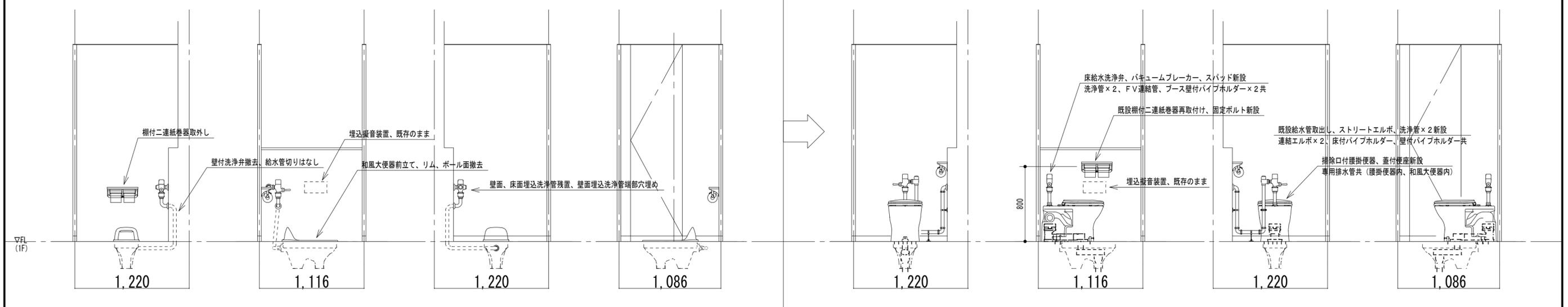
生徒館東 女子便所 2番目ブース A B C D A B C D



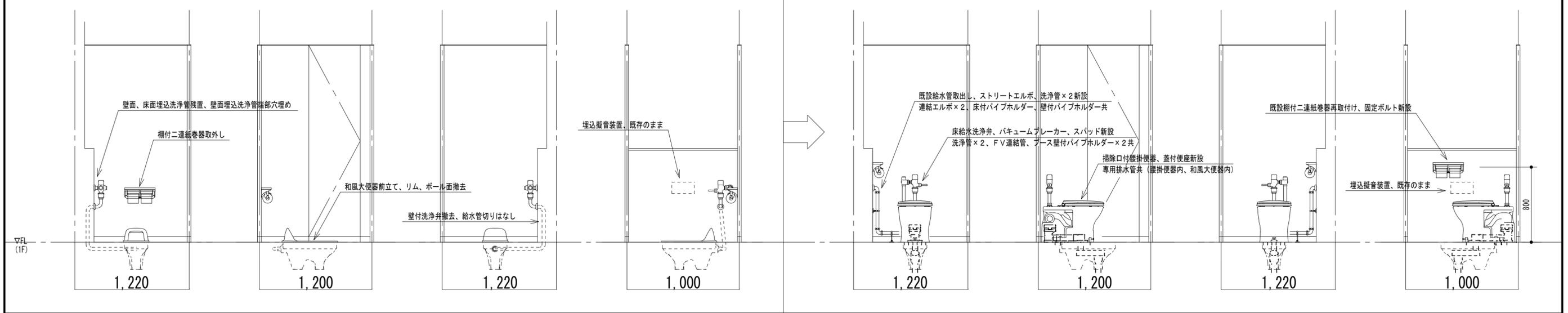
生徒館東 女子便所 3番目ブース A B C D A B C D



生徒館西 女子便所 北寄りアース A B C D A B C D



生徒館西 女子便所 南寄りアース A B C D A B C D



生徒館西 女子便所 西側アース A B C D A B C D